

# ルールを守り

## きれいな町に

夏を迎え、おいしい果物が食卓に並び頃ですが、ゴミの量も増加する季節になりました。夏は食べ物が腐りやすい季節ですが、特に生ゴミが腐ると悪臭の原因になります。

そこで、ゴミ収集所が悪臭の原因にならないように、次のことを守り正しく利用して下さい。

### 一、生ゴミの出し方

○収集日は毎週火・金曜日です  
ので、当日の朝八時三十分までに決められた収集所へ出して下さい。

○必ず環境衛生組合名入の袋を使用して下さい。

○生ごみは水分をよく切り、袋の口をよく締めて下さい。

### 二、危険物の出し方

○収集日は毎月三日・十七日です。

○ビン・ガラス類、空き缶類、鉄くず類等に区分して下さい。

○空き袋又はダンボール箱等に入れてよくしばり、内容を表して下さい。

※出してはいけないゴミ  
廃油、農薬、ペンキ缶、コンクリート、石類、その他産業廃棄物。

○ゴミステーションは利用者の手で清潔にしましょう。

## 小さな勇気と 大きな愛を…

うれしかったこと。悲しかったこと。苦しかったこと。くやしかったこと…。

若い心はゆれています。

今の気持ちをあなたに向かって投げかける—どうか、しっかり受けとめてください。

毎年7月は“社会を明るくする運動”月間です。

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。次代を担う少年を非行から守り、非行に陥った少年の立ち直りを助けるため、地域に理解と協力の輪を広げましょう。

町では 7月21日町民会館で  
映画会と講演会を行います。

## 7月5日から 道路交通法が一部改正



運転免許取得後  
1年未満の者は  
二人乗り禁止。

運転者は、同乗者に乗車用ヘルメットを着用させなければ乗せてはならない。



自動二輪車にあつては、すべての道路において乗車用ヘルメット着用義務がある。  
(行政処分点数1点)



### ヘルメットを正しく かぶりましょう!

- SマークかJISマークのついたものを選ぶ。
- ほかの運転者からよく見える色のものを選ぶ。
- 正しくかぶり、あごひもを締める。

改正行政処分は、昭和61年7月施行!

## 非行の芽は夏休みに……

子供にとって楽しい夏休みがもうすぐ始まります。

気分がゆるみがちになる夏休みは、非行が芽ばえるときでもあります。少年が非行に走るときは、必ず非行の兆しがあらわれるものです。その兆しに早く気づき、原因を取り除いてやる

ことが、子供を非行から守る重要なキメ手です。

ふだんから親子の触れ合いを深めておきましょう。

規則正しい生活を

勉強する時間、遊ぶ時間、起

きる時間など一日の計画を立てさせ、しっかり守らせましょう。親子とも毎日の生活にケジメをつけるよう心がけましょう。

### 兆しをのがさない

夏休みに入ってから、次のようなことに心あたりはありませんか。

○友達の顔ぶれがすっかり変わった。

○だまって夜遅く出かけ、戻らないことがある。

○理由を言わずに金を欲しがると買ってしまった覚えのないもの

を持っている。「うちの子に限って……」というのはいちばん危険です。もし心あたりのことがあったら落ちついて事情を確かめ対策をとることが大切です。

### 少年相談員のご利用を

家出や家庭内暴力、いじめなど少年の非行についての相談窓口として、警察にはベテランの少年相談員がおります。

少年相談員は、相談者の話されたことやプライバシーは固く守ります。

お気軽にご相談ください。

相談先 ヤングテレホンセンター  
0472-7867